

大和市告示第41号

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月25日

大和市長 大 木 哲

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱（平成28年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域包括ケアシステムを構築し、もって高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう」を「災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災及び減災対策を推進し、もって利用者の安全及び安心を確保するため」に、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」を「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱」を「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」に改める。

第2条中「（国実施要綱に規定する介護サービス事業者をいう。）」を削り、同条第1号中「別表1」を「別表」に、「既存施設」を「既存の高齢者施設等」に改め、「（以下「スプリンクラー設備等整備事業」という。）」を削り、同条第2号中「別表1」を「別表」に、「防犯対策強化事業（以下「防犯対策強化事業」という。）」を「高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国実施要綱別表に掲げる認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

第3条及び第4条第1項中「別表1」を「別表」に改める。

第11条第1項中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行し、平成31年2月7日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の行為は、新要綱の相当規定によってしたものとみなす。